

昭和三十八年七月六日提出
質問第五号

現下の酪農における諸施策についての質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十八年七月六日

提出者 實川清之

衆議院議長 清瀬一郎 殿

現下の酪農における諸施策についての質問主意書

酪農は、わが国農業のうちで最も有力な選択的拡大部門として扱われており、農業構造改善事業のなかでも政府はこれに伴う一連の諸施策を進めており、かつ、酪農民はこの方針に対応して営々として増産につとめてきたが、現下の生乳の生産は過剰状態となり、夏期需要期は別として、十月以降における酪農不況は火を見るより明らかであつて、酪農民の不安は刻々増大している。

これは、農林省の生乳需給推算の甘さからきたものであり、かかつて農林省の責任といわざるを得ない。更に、文部省は輸入脱脂粉乳による給食を全国小中学校全児童、生徒に実施することとなつて、三十四億円すなわち八万四千トンの脱脂粉乳の輸入を進めておるが、これはわが国生乳生産量の約四十四パーセントを占めるべく大な量であつて、生産過程にあるわが国の酪農を

根底からくつがえす暴政であり、かつ、政府奨励の酪農政策と全く相反する政策であつて、政府における政策の不統一を暴露するものであり、酪農民をして、政府が二つ存在するのかと嘆かして、めっている現況である。また、今回千葉県下に起こつたグリコ東京乳業株式会社の採つた生乳取引契約の一方的破棄による受乳拒否は、酪農法の明らかなる違反である。かつ、これが生乳の受入れをいわゆる四大メーカーは協定していずれも拒否し続け、酪農民はまさに路頭に迷わんとする現状は見るに忍び得ないものがあり、独占禁止法違反の疑いが濃厚である。

以上、現下酪農をめぐる諸問題について、政府の明快なる見解と施策についての回答をお願いします。

右質問する。